

○滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例

別表(第7条、第16条関係)

R7年(2025年)4月1日 改正施行

1 イベントホール等

区 分			金 額 (円)				
			午前	午後	夜間	午後・夜間	全日
			午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午後1時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで
イ ベ ン ト ホ ー ル	入場料またはこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合	入場料等の額が1,000円を超える場合	50,000	87,600	105,500	173,700	223,700
		入場料等の額が1,000円以下の場合	43,100	76,300	91,600	150,000	193,100
	入場料等を徴収しない場合	展示会場に使用する場合	1日につき 58,400				
		その他の場合	33,400	58,500	70,900	115,300	148,700
小 劇 場	入場料等を徴収する場合	入場料等の額が1,000円を超える場合	11,800	18,100	24,900	39,000	50,700
		入場料等の額が1,000円以下の場合	10,400	15,200	22,300	33,500	43,900
	入場料等を徴収しない場合		8,200	11,900	16,700	24,900	33,100
練 習 室 1	入場料等を徴収する場合	入場料等の額が1,000円を超える場合	12,460	12,460	12,460	22,910	35,370
		入場料等の額が1,000円以下の場合	10,850	10,850	10,850	19,870	30,710
	入場料等を徴収しない場合		8,340	8,340	8,340	15,290	23,630
練 習 室 2	入場料等を徴収する場合	入場料等の額が1,000円を超える場合	7,480	7,480	7,480	12,300	19,770
		入場料等の額が1,000円以下の場合	6,500	6,500	6,500	10,670	17,170
	入場料等を徴収しない場合		5,000	5,000	5,000	8,200	13,200
第 1 会 議 室	入場料等を徴収する場合	入場料等の額が1,000円を超える場合	12,460	12,460	12,460	22,910	35,370
		入場料等の額が1,000円以下の場合	10,850	10,850	10,850	19,870	30,710
	入場料等を徴収しない場合		8,340	8,340	8,340	15,290	23,630

第2会議室	入場料等を徴収する場合	入場料等の額が1,000円を超える場合	7,480	7,480	7,480	12,300	19,770
		入場料等の額が1,000円以下の場合	6,500	6,500	6,500	10,670	17,170
	入場料等を徴収しない場合		5,000	5,000	5,000	8,200	13,200
第3会議室	入場料等を徴収する場合	入場料等の額が1,000円を超える場合	1,730	1,730	1,730	2,860	4,590
		入場料等の額が1,000円以下の場合	1,500	1,500	1,500	2,470	3,970
	入場料等を徴収しない場合		1,170	1,170	1,170	1,890	3,060
第4会議室	入場料等を徴収する場合	入場料等の額が1,000円を超える場合	1,950	1,950	1,950	3,210	5,170
		入場料等の額が1,000円以下の場合	1,690	1,690	1,690	2,770	4,460
	入場料等を徴収しない場合		1,300	1,300	1,300	2,130	3,430
第5会議室	入場料等を徴収する場合	入場料等の額が1,000円を超える場合	3,870	3,870	3,870	6,370	10,250
		入場料等の額が1,000円以下の場合	3,360	3,360	3,360	5,520	8,880
	入場料等を徴収しない場合		2,580	2,580	2,580	4,250	6,840

注

- 1 県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 イベントホールまたは小劇場の使用日が土曜日、日曜日または休日である場合は、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。
- 3 イベントホールまたは小劇場を県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
- 4 宣伝その他これに類する目的をもつて催物等を行う場合は、1,000円を超える入場料等を徴収する場合とみなす。
- 5 イベントホールまたは小劇場を舞台練習、展示準備等のために使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
- 6 イベントホールの2分の1を使用する場合(入場料等を徴収しない場合に限る。)は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
- 7 イベントホールを展示会場として使用する場合(入場料等を徴収しない場合に限る。)において6日以上連続して使用するときの6日目以降の額は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
- 8 第1会議室の2分の1を使用する場合は、第2会議室の額と同額とする。
- 9 使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合(この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合を除く。)は、午前8時30分以前の場合は午前、午後零時30分から午後1時までの場合は午後、午後5時から午後5時30分までおよび午後9時30分以降の場合は夜間とし、その区分に従いそれぞれの額を時間割計算によつて算出した額(100円未満の端数が生じたときは、これを100円とする。)を加算した額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。
- 10 付帯設備については、知事が別に定める額とする。
- 11 文化産業交流会館の業務として実施する事業に係る入場料等については、知事が別に定める額とする。